

4 片付けを依頼する

遺品整理や生前整理、空き家に残されたものを片付ける作業は、かなりの時間と労力がいらいます。業者へ依頼するとどのくらいの費用がかかるのか。多量のごみの処理はどうしたらいいのか。また、パソコン、スマートフォン等を処分するときには保存されているデータの流出にも注意が必要です。ここでは、遺品整理、生前整理、残置物の片付けを自分で行う場合に気を付けておくこと、業者に依頼するとき気を付けておくことをいくつか紹介します。

1 仕分け・ごみの分別と処分

片付けでもっとも重要な作業は家財の要、不要の仕分けとごみの分別です。ごみは廃棄物処理法にもとづき適正に処理しなければならないため地域の分別のルールを心得ておく必要があります。これらの作業を自分で行うのであれば、ごみ処理の費用以外はかかりませんが、業者に依頼する場合は、仕分け、分別、搬出、運搬などの費用が発生します。また、一度に多量のごみを出す場合は、横浜市のルールに従って行う必要があります、処分は有料となります。

自ら行う場合と業者へ依頼する場合の比較

	A 自分で実施	B 横浜市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼	C 片付けの専門業者へ依頼 (収集運搬許可無し)
作業例	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕分け ● ごみの分別 ● ごみの処分 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地確認 ● 見積り、日程調整 ● 回収作業 (状況により養生、分別) ● 搬出、積み込み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地確認 ● 見積り、日程調整 ● 養生 (損害保険加入有) ● 仕分け ● ごみと資源の分別 ● 不要品の査定と買取 (業者による) ● 搬出、積み込み、清掃
ごみの適正処分の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみは処理施設へ持ち込む (有料) ● 粗大ごみは受付センターへ申し込む ● 家電4品目 (テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫) は家電リサイクル法に従って処分 ● 燃えないごみは最寄りの資源循環局へ持ち込み可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみはごみ処理施設へ搬入 ● 物によりリユース、リサイクルできるものに仕分ける ● 家電4品目は指定引取り場所へ搬入する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物収集運搬業許可業者と現地確認の日程調整 ● 現地確認への同行 ● ごみ回収の立合い
費用の目安	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やすごみの持ち込みは1kgあたり13円 ● 粗大ごみは処理手数料表に順ずる ● 家電4品目はリサイクル料金がかかる (引取りのときは収集運搬費がそれぞれかかる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本は出張費、人件費、運搬費でごみの回収費用は業者によって異なる ● 横浜市一般廃棄物許可業協同組合のWebサイトで処理料金の概要の掲載有 ● 家電4品目はリサイクル料金と運搬費がかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張費 ● 仕分け、ごみ分別人件費円 (1㎡あたり、間取りで設定されている場合が多い) ● 買取り品がある場合作業費と相殺する場合が多い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 多量のごみ回収を業者へ依頼する場合は横浜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する ● 横浜市では取り扱えないものは「ごみと資源物の分け方・出し方」を参照 ● ごみ処理施設へのごみの持ち込みは本人が原則ではあるが、運ぶ手段がないとき友人、知人等所有の車等で厚意で運ぶ場合は問題ない。但し、本人が同乗する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的にすべてごみとして回収する ● 買い取りは行わない ● 当日の対応は難しいため事前に確認をする方がよい ● 回収できないものや危険物などがあれば依頼前に確認する方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの収集運搬業許可のない業者はごみを運ばないことに注意 ● 産業廃棄物収集運搬業許可では家庭から出るごみは運ばないことに注意

横浜市の一般廃棄物収集運搬許可業者は、2023年8月1日現在94社で52社が遺品整理などの片付け作業に対応しています。ただし、すべてごみとして回収し、買取りは行っていません。リユース・リサイクルなどまだ使えるものを中古品としての買取りや可能な限り資源物としての利用を希望する場合は、片付け専門の事業者へ相談するとよいでしょう。

片付けとごみ処理に関する主な問合せ先と事業者

片付けの依頼に関する 主な事業者	一般社団法人 日本リユース・リサイクル 回収事業者組合		ブックオフ おかたづけサービス	
ごみ収集に関する 主な問い合わせ先	横浜市 資源循環局事務所		横浜市 一般廃棄物許可業協同組合	
	横浜市 ごみの分別案内「ミクショナリー」		横浜市 家電リサイクル協力店	



コラム13 横浜市では収集しないごみについて

ごみの分別と処分で注意することは、横浜市が収集しないごみの処分です。判断がつかない場合は、横浜市発行の冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」またはごみ分別検索システム「Mlctionary（ミクショナリー）」分別アプリ「イーオのごみ分別案内」で確認するとよいでしょう。

類別	対象となるもの	主な用途	出し方・回収先・問合せ先
電池類	ボタン電池 記号：LR / SR / PR	腕時計、補聴器、電子体温計、キッチンタイマー、ペンライト、歩数計、防犯ブザーなど	販売店 回収協力店 資源循環局
	充電式電池 乾電池互換型（単4形、単3形）、角形、パック形	リモコン、時計、デジタルカメラ・ビデオカメラ、玩具、電動歯ブラシ、電気カミソリ、トランシーバ、携帯型音楽プレーヤー、コードレス電話機・子機、ノート型パソコン、敬帯電話、アシスト自転車、電動工具など	販売店 回収協力店 専用回収箱（市役所・区役所・収集事務所）
古紙	新聞、雑誌段ボール、紙パック、その他の紙類		資源集団回収の登録事業者
古布	衣類／シーツ／毛布／カーテン／糸製品／ハンカチ・タオル		
家電4品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン		購入したお店 指定引取場所 家電リサイクル協力店 横浜家電リサイクル推進協議会
パソコン	パソコン全般（ノート型、デスクトップ型、一体型） 自作パソコン		メーカー パソコン3R推進協会
燃料	プロパンガスボンベ		販売店
	灯油・ガソリン		
楽器・金庫	ピアノ・耐火金庫		販売店
バイク	原付、小型、中型、大型		二輪車販売店 指定引取場所
消火器	住宅用消火器		購入先、販売店、消火器リサイクル推進センター
工事で出たもの	畳、ブロック、フェンス、構造物や交換した器具類など		工事請負業者が対応

引用：横浜市「ごみと資源物の分け方・出し方」をもとに作成

はじめに

リユース
（再使用する）

修理・修繕・
補修する

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店事業者業界団体
国が定める指定法人

法律の豆知識

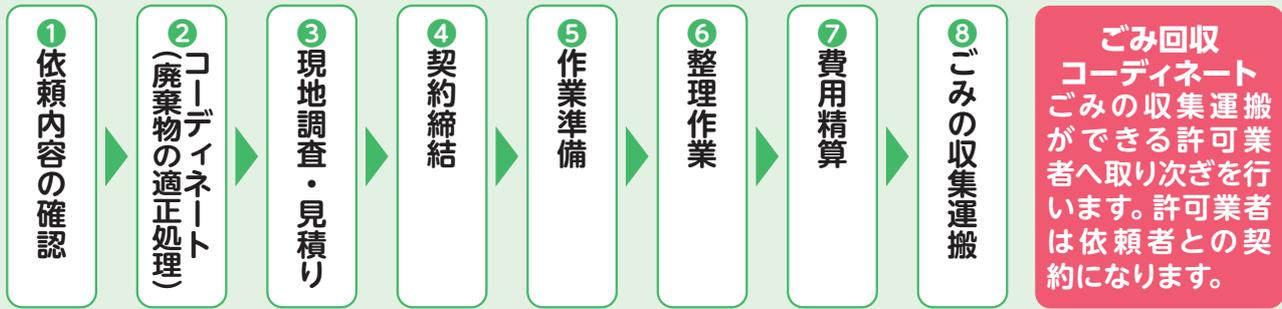
2 遺品整理作業の主なポイント

遺品の整理を依頼するとき気を付けておきたいことは、故人の遺産相続の手続きが済んでいること、あるいは相続権者との同意を得ていることです。自分だけで決めてしまったり、相続権者でなかったりすると思わぬトラブルに巻き込まれる恐れがあります。急ぐ必要がある場合でも相続権者へ確認するなど連絡を取ったうえで対応することが大事です。

相続の順位

相続の順位	相続できる人（法定相続人）
配偶者	夫／妻 ※内縁関係は相続人になれない
第一順位	故人の子供、孫 ※胎児も生まれれば相続人
第二順位	故人の父母、祖父母
第三順位	故人の兄弟姉妹とその子供
特別縁故者	相続人がいない場合に限られる

作業のおおまかな流れ



例 一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合の遺品3Rディレクター

家庭ごみを収集運搬できるのは、横浜市あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者のみです。依頼予定の業者が許可を持っていない場合は、許可業者へ取り次ぎ（コーディネート）を実施しているなどの確認が必要です。

現地調査

現地調査、仕分け・分別のポイント

作業を実施する前にまずは現地調査を行い、準備すべきこと、作業のボリューム感を確認します。仕分け・分別の物量、ごみの量、処分方法を把握し、依頼者へ見積書を提示し、内容に対して確認等を経て、同意となれば契約の締結を行います。特にごみの処分方法については見積りの段階で確認しておく必要があります。

仕分け・ごみの分別作業にかかる時間は、物量や広さによって変わってくるので、貴重品等はあらかじめ分けておくのとよいでしょう。適切に行う事業者は、貴重品や思い出の品などは依頼者へ返却することを基本としています。ごみは資源物と分けたあと、一般廃棄物収集運搬許可業者が回収することになります。依頼業者が許可業者の場合は、そのまま回収になります。

チェック項目	確認のポイント
① 駐車スペース	車の駐車位置・台数、付近の駐車場有無
② 近隣への挨拶	駐車、音の発生、作業時間の周知有無
③ 間取り	片付けする部屋の数、トイレの使用、浴室等
④ 階段・エレベーター	搬出ルート、エレベーターの有無
⑤ 養生箇所	作業・搬出時に気を付けるところを確認
⑥ 買取りできるもの	家電類、雑貨類、ブランド品等を確認
⑦ ごみの量	一般ごみ、粗大ごみのおおよその量を確認
⑧ ごみの処分方法	依頼者に対して処理方法・要望を確認
⑨ 危険物、有害物	燃料や家庭用医療用品、農薬等がないか確認
⑩ 作業の日数	人員とおおよその作業日数を算出

仕分け・ごみの分別と処理

仕分・分別	対応	
貴重品・価値のあるもの	基本的に依頼者へ返すもの	アルバム、写真 形見の品 現金・通帳・印鑑 証券・権利証類 宝石・貴金属類
	引き取るもの（無償・買取り）	リユース・リサイクル品 資源類
ごみ	横浜市一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼	

引用：JRRC「遺品3Rディレクター資格講座テキスト」をもとに作成

1 業者へ依頼する前に確認しておくこと

- 遺品の整理では、すべての相続権者の同意を得ている
- 見積りを必ず取る
- ごみの処分を業者に依頼するか決めておく
- 部屋の清掃、エアコンの撤去などの工事を依頼するか決めておく
- マンションなどの集合住宅の場合、管理組合や理事会等に事前に許可が必要か確認する

3 適切に行う業者の見極め方

最も注意することは法令を遵守して作業を行う事業者かどうか判断することです。特にごみを無許可で回収したり、許可がないのに費用を請求する業者は違法の疑いがあります。依頼する前にいくつか確認をしてみるとよいでしょう。

■ 不要品をごみとして処分するときどうするか聞いてみる

- 地域の一般廃棄物（家庭系）の収集運搬業の許可を持っていることを告げたらきちんとした業者
- 産業廃棄物の収集運搬業の許可があるから問題はないと告げたら違法が疑われる業者
- 収集運搬の許可を持っていないので持っていきことができないと告げたらきちんとした業者
- 許可を持っている業者と依頼者を繋ぐなどコーディネートをすると告げたらきちんとした業者

■ 見積書や明細書などの書面を出してくれるか聞いてみる

- 現地調査では見積書、作業終了後に費用明細書等の書面を発行すると告げたらきちんとした業者
- 見積書も作業明細書等の書面は出さないと告げたら依頼を避けた方がよい業者

■ 引き取ったものあるいは買ってくれたものをどうするか聞いてみる

- 古物商許可があるので、自店やネット、リユース・リサイクル業者に売ると告げたらきちんとした業者

■ こんなことを言ってきたら・・・

- 無料で引き取るといったのにリサイクル料金を請求してきたら違法な業者の疑いがある

業者の見極め比較(参考)

主な確認内容	A社	B社	C社	D社
見積り内容を書面で提示してくれるか	する	する	する	する
古物商許可を持っているか	持っている	持っている	持っていない	持っている
遺品整理の資格(民間)を持っているか	持っている	持っている	持っていない	持っている
ごみを回収する許可(一般廃棄物)はあるか	ない	ない	ある	ある
ごみの回収費用はかかるか	かかる	かかる	かかる	かかる
ごみ収集運搬は誰が行うのか	許可業者が行う	自社で行う	自社で行う	自社で行う
ごみの回収をコーディネートしてくれるか	する	しない	しない	しない
作業や買取り費用の書面を発行してくれるか	発行する	発行する	発行する	発行する
業者の判断	法令遵守の業者	違法の疑い	買取りはしない業者	法令遵守の業者
判断の目安	顧客目線であり法令を遵守した適切な対応を心がけている業者。信頼できる業者といえます。	家庭ごみの収集運搬業の許可がなければ違法な業者です。産業廃棄物の収集運搬業の許可で家庭のごみは運べません。	ごみは許可のもと回収するが、不要品の買取りはしてくれない。すべてごみとなる可能性が高いので、費用がかかる業者	買取りもごみの収集運搬も法令にそって行う業者。

4 デジタル遺品の整理

デジタル遺品は、写真や動画を含めた個人情報をパソコンやUSBメモリやDVDなどの記憶媒体にデータとして保存しているものから企業・団体等がWebサイト等を使って提供している就職・転職サイト、ネット通販、個人売買アプリなど利用するときに登録しているものなどがあります。

特にパソコンやスマートフォンは安易に売却や処分したりすると情報が復元されて犯罪に悪用されたり、犯罪者にされてしまう危険性があります。また、Webサイトを利用した資産等が隠れている可能性があるため、故人のパソコン等に保存されているデータを十分確認する必要があります。



デジタル遺品の種類

- インターネット上のWebサイトに登録した情報・画像・ログインID・パスワード

個人を特定するデータファイル	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、写真・動画など
ソーシャルネットワークサービス (SNS)	LINE、Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram、YouTube 等に登録している個人情報や画像など
カード情報	クレジットカード番号
銀行口座・ネット口座、ネット証券、株などの情報	各銀行が提供しているネットバンキングのID、パスワード株券、FX (外国為替保証金取引) など
通信販売 Web サイト、ネットショップ登録情報	Amazon、楽天、Yahoo!ショッピング、ZOZOTOWN、au PAYマーケット、Appleストア、Google Play ストアなど
会員登録情報	マイレージ (JAL、ANA)、名刺管理 Eight、クラウドファンディング、JR 予約 EX-IC、JR-Suica ポイントクラブ、ネットオークションヤフオク、個人間売買メルカリ、宿泊予約じゃらん、転職日経オンライン、ふるさと納税、Zoom アカウントなど
無料メール・SNS のアカウント情報 (ID、パスワード)	マイクロソフトアカウント、Google アカウント、Yahoo アカウント、Apple アカウントなど

- 機器内や記憶媒体に保存されているデータ

パソコン	記憶ディスク (HDD・SSD)
記録媒体	FD、CD、DVD、BD、USBメモリ、SDカード、マイクロSDカード、ポータブルHDD・SSD
スマートフォン、携帯電話、タブレット	SIMカード、内蔵メモリ、外部メモリ (マイクロSDカード)
モバイルルーター	SIMカード

データの消去とデータの復元

パソコンに保存されているデータや画像は、「Delete」キーを使った削除や初期化だけでは完全に消えません。復元できないように完全に消去するには、物理的破壊または専用のソフトウェアを使った消去が有効です。



物理的破壊は、ハードディスク (HDD) はディスクにドリルで穴を開けたり、ソリッドステートドライブ (SSD) はすべてのメモリーチップを破壊する必要があります。ソフトウェアを使ったデータの消去と復元は、無料のものと有料のものがあり、自分で行うのはそれなりの知識が必要なため、専門業者へ依頼するのが確実です。

アカウント情報（ログインID・パスワード）の確認とWebサービスの解約

アカウント情報が分からないためにパソコンが起動しない場合や利用していたと思われる Web サービスにログインできない、あるいは解約ができない場合には、専門の業者へ問い合わせたり、Web サービスはヘルプコーナーや運営会社へ確認する方がよいでしょう。解決の方法を案内している主な事業者・Web サービスはつぎのとおりです。

2022年3月8日現在

Apple iPhone、iPad、MAC など	亡くなったご家族の Apple アカウントへのアクセスを申請する方法	
Yahoo!プレミアム	利用者本人が登録解除できないとき	
楽天カード	カードの契約者が亡くなった際の手続きについて	
Facebook	追悼アカウントをリクエストまたはアカウントを削除	
三菱 UFJ 銀行	口座名義人が死亡した際の銀行口座の手続きについて	

パソコン・携帯電話・タブレット端末などのロック解除

デジタル遺品を整理するには、故人のパソコンやスマートフォンなどは重要な情報源です。しかし、ロックがかかっていて起動しない場合があります。思いつく記号・番号を試してみても解除ができない場合は、ロック解除を専門に行っている業者に依頼するのが確実です。ただし、携帯電話の主な通信キャリア(NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル)はロック解除のサポートは一部の製品に限られています。多くの場合、画面ロックを解除する手段がないため、店頭での初期化のみの対応となっています。

MEMO スマートフォンに限らず、パソコン、SNS のアカウント、ID、パスワードは、もしものときに備えてメモに書くなどして残しておく、遺族の負担は軽減されます。

au メッセージアプリを 使った回答例

スマートフォンの画面ロックについては、セキュリティの面で au スマートフォンを他人に操作されないようにするために設定していただくものですので、利用者ご本人様のみが知り得る情報となります。

そのため、画面ロックを解除について手段がないため、初期化の方法となってしまう状況でございます。



コラム 14 生前整理・遺品整理に関する民間資格

生前整理、遺品整理に関する国家資格、認定、認証制度はいまのところありませんが、民間企業や団体が独自に設けた資格はいくつかあります。

2023年10月現在

資格名称		運営企業・団体	
遺品 3R ディレクター		一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合	
家財評価アドバイザー資格		一般社団法人日本リユース機構・APRE	
遺品整理士		一般社団法人遺品整理士認定協会	
生前整理アドバイザー 1 級・2 級認定		一般社団法人生前整理普及協会	